

地域における子育て支援の充実と人材の養成に関する連携等について

豊橋市（以下「甲」という。）と豊橋創造大学短期大学部幼児教育・保育科（以下「乙」という。）とは、平成18年2月8日付け「豊橋市と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部との連携・協力に関する協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、地域における子育て支援の充実と人材の養成を連携・協力して推進するため、次の事項を相互に確認する。

（連携及び協力する事項）

第1条 甲及び乙は、次の事項について相互に連携及び協力する。

- （1） 幼児教育・保育及び子ども・子育て支援に係る人材の養成
- （2） 子ども・子育て家庭の体験活動と親子交流の推進
- （3） 前各号に掲げるもののほか、甲乙が必要と認める事項

（具体的取組の内容及び実施方法）

第2条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、具体的取組の内容及び実施方法は甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第3条 本確認書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項の期間中に基本協定が失効した場合は、本確認書も失効するものとし、現に存する甲乙相互の連携及び協力による事業等がある場合は、協議の上これを解決する。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

本確認書の締結を証するため、確認書を2通作成し、甲乙自署のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 3年 7月 21日

甲 愛知県豊橋市今橋町1番地
豊橋市こども未来部
部長

乙 愛知県豊橋市牛川町字松下20番地1
豊橋創造大学短期大学部幼児教育・保育科
科長

角野洋子

佐野真一郎